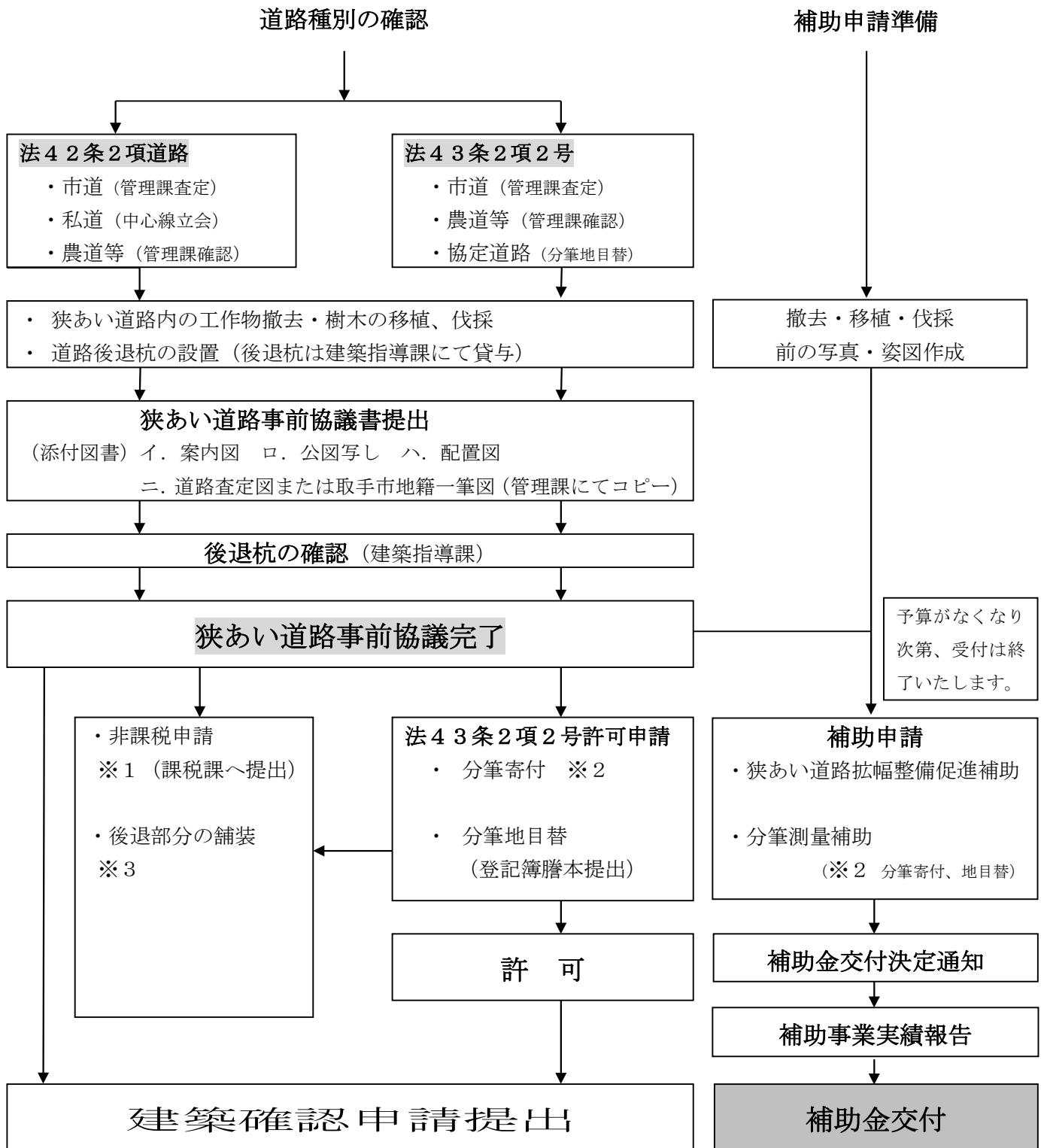


狭あい道路事前協議と補助の流れ



※1 後退部分の非課税制度：課税課への「非課税申請書」の提出が別途必要になります。

※2 分筆寄付：管理課への要件確認と申込書の提出が別途必要になります。

※3 後退した部分は所有者が維持管理することになります。市で舗装する場合は、取手市へ寄付することが条件となりますので、管理課へご相談ください。